

リース税制も見直しか？

制度調査部

齋藤 純

リース問題の税制への波及とその影響

【要約】

リース会計の見直し案が企業会計基準委員会(ASBJ)から公表されているが、新会計基準の適用時期は明示されていない。これは、リース会計が見直されたとしても、リース取引と密接に係る税務上の取扱いがどうなるのか見通しが立っていないことが大きく影響している。

しかしここにきて、リース会計の見直しに合わせて、リース税制も売買処理に一本化される可能性が出てきた。リース取引に係る税制が見直されると、リース会計の見直しも一気に進展する可能性があるが、リースの利用による税務メリットの喪失も考えられる。

リース税制の見直し案が浮上

企業会計基準委員会(ASBJ)は、2006年7月5日、会計制度における積年の課題であったリース取引の会計処理に関して、「リース取引に関する会計基準(案)」及び「リース取引に関する会計基準の適用指針(案)」(以下、新会計基準案等)を公表した。新会計基準案等では、リース取引に係る会計処理を「売買処理」に統一することとし、現在ほとんどの企業が採用している「賃貸借処理」を廃止することとしている。

しかし、新会計基準案等には、通常の会計基準案に明示されるはずの適用時期の記載が欠けている。適用時期の記載がないのは、リース会計が見直されたとしても、それと密接に係る税制との調整に関する見通しが立っていないためである¹。リース会計の見直しに強く反対しているリース業界では、売買処理への一本化という会計処理もさることながら、リース会計を見直した場合の税務上の取扱いが明確になっていないこともリース会計の見直しに賛成できない理由としている。

リース会計が売買処理に一本化された場合の税務上の懸念材料としては、例えば、次のような点が指摘されている。

- ・確定決算主義²を採るわが国では、会計処理が売買処理に変わるにより、税務上もリース取引が売買として取り扱われることとなり、リース事業の基盤が損なわれる恐れがある。
- ・会計基準のみ売買処理に一本化され、税務上は賃貸借として取り扱われることとなった場合、申告調整が認められるか不明であり、申告調整が認められた場合でも事務負担が大きなものとなる。

こうしたことから、新会計基準案等を取りまとめた企業会計基準委員会においても、リース税制に

¹ このため、企業会計基準委員会から公表された「リース取引に関する会計基準(案)」及び「リース取引に関する会計基準の適用指針(案)」は、「試案」という位置付けとされている。

² 確定した決算における利益をベースとして法人税の課税所得金額の計算を行うこと。確定した決算における利益に、税法の規定により調整(益金算入・不算入、損金算入・不算入)を加えることで法人税の課税所得が算出される。このため、会計処理が変更されると課税所得算出の基礎となる利益が変動するため、税法の見直しが行われない場合には、税務上の取扱いも変わる事となる。



関する今後の検討状況を踏まえて、新会計基準案等の適用時期を定めることとしている。つまり、新会計基準案等の適用を開始するには、実質的に、税務との調整が必要条件となっている。

しかしここに来て、リース会計の見直しに合わせて、リース税制も売買処理に一本化される可能性が出てきた³。現在のリース税制は、リース取引を賃貸借取引として取り扱うことを原則としており、新会計基準等に合わせて売買取引として取り扱われることとなると、リース取引に係る税務メリットが消滅する可能性もある。しかし、長く会計制度における懸案事項とされてきたリース会計の見直しが、リース税制の見直しを機に、一気に進展する可能性は高い。

リース会計見直しの概要

現在のリース会計では、所有権移転外リース取引については「売買処理」と「賃貸借処理」の選択制とされている。新会計基準案等では、賃貸借処理を廃止し、売買処理に一本化することを基本としている。

リース会計が売買処理に一本化されることとなると、これまで貸借対照表に計上されていなかったリース物件が、「リース資産」及び「リース債務」として計上されることとなる。リース物件を自社で購入した場合に準じて会計処理を行うこととなるため、減価償却は借手側が行うこととなる。また、リース料のうち利息相当額については、原則として利息法⁴によりリース期間にわたって配分する。この結果、損益計算書には、原則として、「減価償却費」と「支払利息」が計上されることとなる。

リース資産総額に重要性がないと認められる場合には、利息相当額の処理について簡便な方法によることが認められている(下表 3 参照)。また、リース期間が1年以下である「短期リース」や、1件当たり300万円以下の「少額リース」については、オペレーティング・リース取引の会計処理に準じて、賃貸借処理によることが認められている。

図表 賃貸借処理と売買処理の比較(借手側の場合)

	賃貸借処理 (現行リース会計での賃貸借処理)	売買処理 2 (新会計基準案での売買処理)
貸借対照表	リース資産及びリース負債は計上しない リース物件の取得価額相当額などを注記 1	リース資産及びリース債務を計上 リース資産及びリース債務の計上額は、次の方法により計算する。 貸手の購入価額等が明らかな場合 リース料総額の現在価値と貸手の購入価額等のいずれか低い額 貸手の購入価額等が明らかでない場合 リース料総額の現在価値と見積現金購入価額とのいずれか低い額
損益計算書	リース料を支払リース料として計上	リース料総額のうち利息相当額は、利息法により支払利息として計上 3 (利息相当額は、リース料総額とリース資産(リース債務)計上額との差額) リース資産について「減価償却費」を計上(リース期間を耐用年数、残存価額をゼロとして計算)

³ 2006年7月21日の日本経済新聞では、リース取引を賃貸借取引ではなく、売買取引として取り扱うこととする案を政府が検討すると報じられている。

⁴ 利息法とは、リース債務の未返済元本残高に一定利率を乗じた額を各期の支払利息相当額とする方法である。

- 1 賃貸借処理によった場合には、売買処理によった場合と同様の情報が開示されるよう、次の情報を財務諸表に注記することとされている。

[借手]

- ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額
- ・未経過リース料期末残高相当額
- ・当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額
- ・減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法

[貸手]

- ・固定資産に含まれているリース物件の取得価額、減価償却累計額及び期末残高
- ・未経過リース料期末残高相当額
- ・当期の受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額
- ・利息相当額の算定方法

- 2 リース期間が1年以下の短期リース取引や、1件当たり300万円以下の少額リース取引については、オペレーティング・リースに準じて、賃貸借処理によることができる。
- 3 リース資産総額に重要性がない場合は、利息相当額について次のいずれかの方法によることができる。重要性がないとは、「未経過リース料期末残高+有形固定資産+無形固定資産」に占める未経過リース料期末残高の割合が10%未満である場合をいう。
- ・リース料総額から利息相当額を区分しない方法
 - ・利息相当額を定額法により配分する方法

法人税法の見直しと税務メリットの消滅

現在の法人税法では、所有権移転外ファイナンス・リースは、賃貸借として扱うことを原則としており、リース期間がリース資産の法定耐用年数に比べて相当の差異がある場合など、賃貸借として取り扱うことにより課税上弊害が生じるリース取引については、売買取引又は金融取引として取り扱うこととしている。

では、税務上、リース取引を売買取引として扱うこととなったらどうなるのか。リース取引を賃貸借取引として扱う場合の税務メリットとしては、主に、次の2つを挙げることができるが、売買取引として扱うこととなれば、これらのメリットは消滅することとなるだろう。

支払リース料をそのまま税務上の損金とすることができる
 自社で資産を購入するよりも早期の損金算入が可能となることがある

は、主に事務手続き上のメリットである。自社で資産を購入した場合には、減価償却を通じて損金算入額を計算するのに対し、リース取引を利用した場合には、リース会社に支払ったリース料がそのまま損金として認められる。しかし、リース会計が売買処理に一本化されることとなると、会計と税務との取扱いが異なり、両者の差異を申告調整する必要が生じることとなる。仮に税制も売買として取り扱うこととなれば会計と税務との取扱いは一致するが、リース料をそのまま損金にできるという簡便性は失われる。

は、損金算入にかかる期間の問題である。自社で資産を購入した場合とリースを利用した場合とを比較し、リース期間がリース資産の法定耐用年数よりも短い場合には、自社で資産を購入する場合よりも早期の費用化が可能となる。しかし、税務上もリース取引を売買として扱うこととなった場合には、リース資産について借手側で減価償却を行うこととなるため、こうしたメリットは消滅することとなる可能性が高い。

リース会計・税制が変わるとリース取引は減少するのか

自社で資産を購入せず、リース取引を利用するメリットとしては、主に次のような点を挙げることができる。

- ・多額の資金調達を要しない(資金調達機能、資金の固定化の回避)
- ・事務負担が軽減される(購入手続き・固定資産税の支払い・廃棄手続き等が不要、支払リース料は一定であるためコスト管理が容易、減価償却が不要)
- ・貸借対照表のスリム化につながる
- ・税務メリットを得られる(支払リース料がそのまま費用扱いとなる、リース期間によっては法定耐用年数よりも短期での費用化が可能)

しかし、会計処理が売買処理に一本化された場合には、借手の貸借対照表にリース資産及びリース債務が計上されることになるため、貸借対照表のスリム化の効果は消滅する(資産が膨らむことにより、ROAなどの財務指標は影響を受ける)。また、前述のように、リース取引の利用による税務メリットも失われる可能性が高い。

この結果、リース会計及び税制が改正されることにより、リース取引のメリットのいくつかが失われ、貸借対照表のスリム化や税務メリットの享受を目的としてリース取引を利用していた企業では、リースの利用を控える可能性がある。

しかし、リース本来のメリットである資金調達機能が失われることはなく、リース物件の固定資産税の支払いや廃棄手続きなどの事務負担の軽減というメリットも残る。会計及び税制が変更されても、こうしたメリットを享受するためにリースを利用する企業は少なからず存在するのではないだろうか。